

第21号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表専修学校進学者特別支援資金の項中「中等教育学校」の次に「（以下この項において「高等学校等」という。）」を、「入学した者」の次に「又は平成22年度中に高等学校等を卒業し、かつ、平成23年度中に同法による専修学校（専門課程に限る。）に入学した者」を加え、「専修学校進学者」を「これらを専修学校進学者」に改め、同表看護学生修学資金の項中「第6条又は第60条」を「又は第6条」に、「5年間（他種）」を「5年間（島根県の区域外に所在する養成施設のうち看護師を養成するものに在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、平成22年度から平成25年度までの間に貸付金の貸付けを受けたもの（規則で定める者に限る。以下この項において「特例被貸与者」という。）にあっては、3年間）（他種）」に改め、「看護職員の業務に従事したとき」の次に「（第1号に該当する場合を除く。）」を、「2分の5」の次に「（特例被貸与者にあっては、2分の3）」を加える。

附 則

この条例中第2条の表看護学生修学資金の項の改正規定は公布の日から、同表専修学校進学者特別支援資金の項の改正規定は平成23年4月1日から施行する。